

## 第16回奈良公園植栽計画検討委員会

# 浅茅ヶ原・荒池園地 植栽計画（修正案）

# 目次

## これまでの意見の整理

- 前-1. 前回委員会の主な意見……………4
- 前-2. 現地視察時の主な意見……………5

## 浅茅ヶ原・荒池園地植栽計画（案）

### 1. 検討目的と検討範囲

- (1) 検討目的……………8
- (2) 検討範囲……………9

### 2. 基本条件の整理

- (1) 計画対象地の立地……………11
- (2) 歴史的な経緯……………13
- (3) 自然環境……………16
- (4) 上位計画及び関連計画……………17

### 3. 植栽の分析

- (1) 計画対象地一帯の概況……………25
- (2) 樹種区別の分布……………26
- (3) 針葉樹……………28
- (4) 常緑広葉樹……………29
- (5) 落葉広葉樹……………31

- (6) 花木類……………32
- (7) アセビ・その他少数樹木……………33
- (8) まとめ……………36

### 4. 景観の分析

- (1) 計画地一帯の眺望景観……………39
- (2) 眺望景観の分析……………41
- (3) 円窓亭周辺の景観……………45
- (4) まとめ……………47

### 5. 分析のまとめ……………49

### 6. 植栽計画

- (1) 基本的な考え方……………52
- (2) 計画方針……………53
- (3) 計画目標……………54
- (4) 対策の検討－1……………55
- (5) 対策の検討－2……………59

前-1. 前回委員会の主な意見

前-2. 現地視察時の主な意見

# 前-1 前回委員会の主な意見

## 1. 多齡林化について

空いているところに植付けるだけでは、既存樹木に被圧されて育たない。植付け方法のスタディが必要である。

## 2. 花木等の生育不良について

- ・ナラノヤエザクラなどの次世代育成は、実験的に取り組む必要があるのではないか。
- ・現地の土壌調査が必要である。

## 3. ゾーニングや計画方針

ゾーニングや計画方針などは、現地視察を行った上で議論する必要がある。

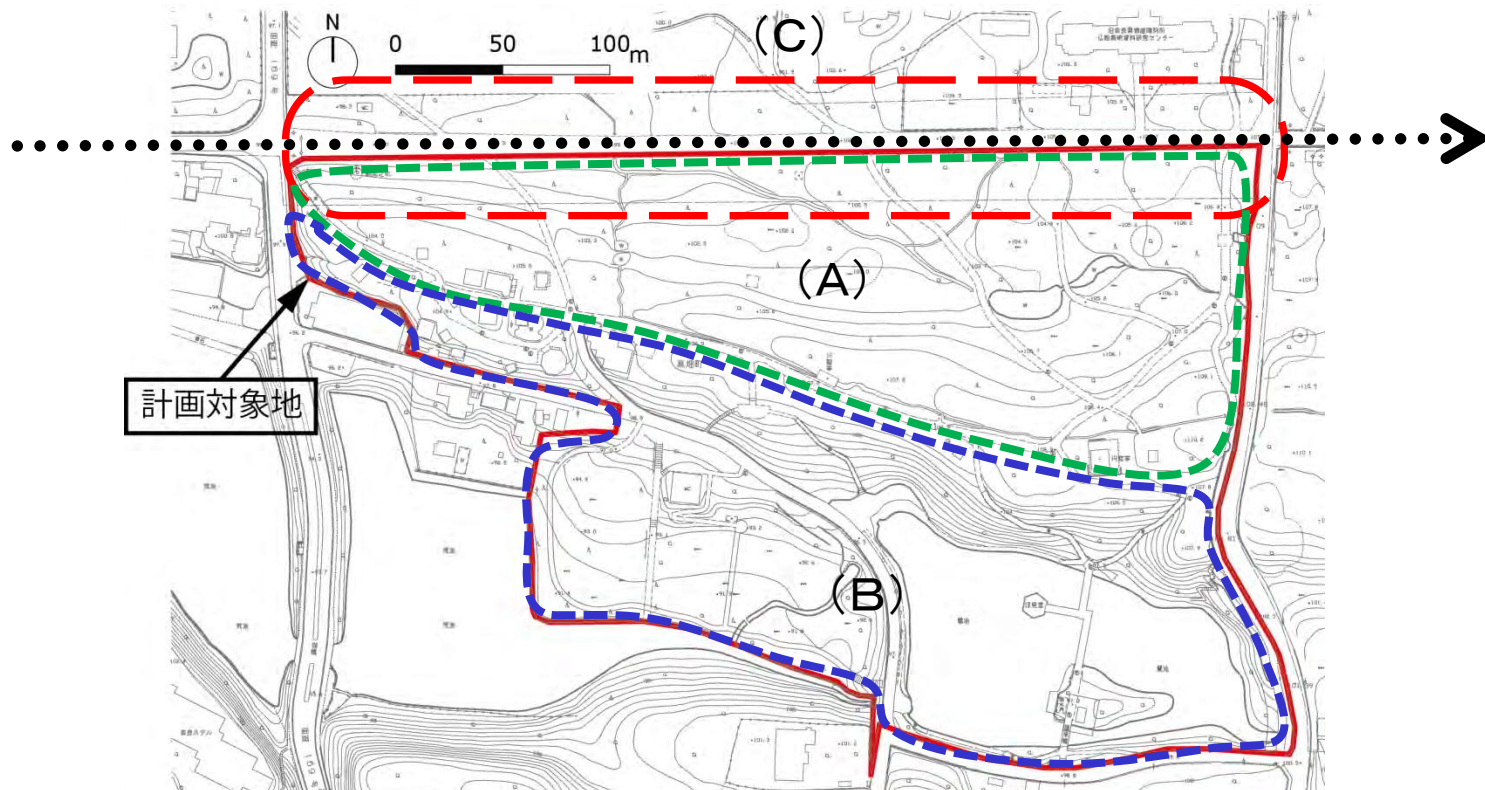
## 4. 資料の表現について

- ・グラフ等に調査データと推計データを混在させないこと。
- ・「外来種」などの語は誤解が生じない表現にすること。

# 前-2 現地視察時の主な意見

## 1. ゾーニングについて

- ・ 地形によって尾根の北 (A) と南 (B) の2つに区分する考え方が良い。その2つのゾーンの中を、それぞれの植栽の特徴によって細分するゾーンを設けるべき。
- ・ 参道部 (C) は、春日大社の考えを確認つつ、参道北側の植栽と合わせたゾーンとして考えるべき。

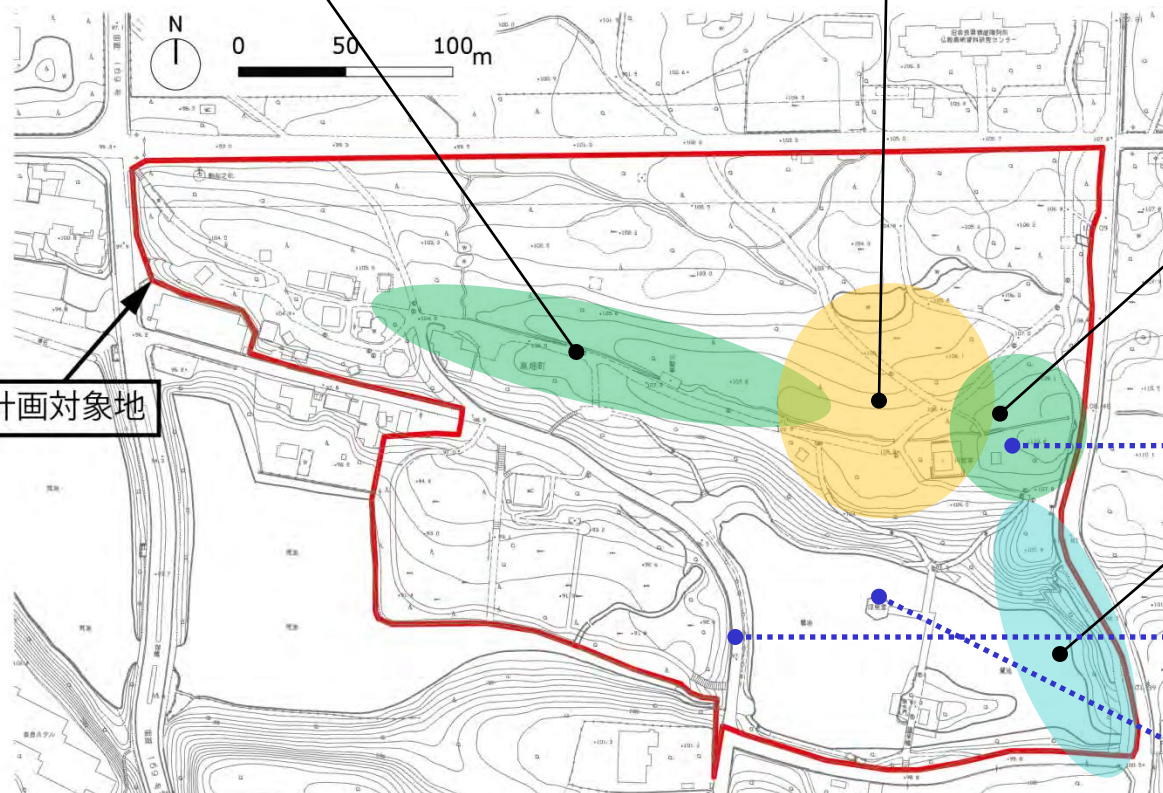


# 前-2 現地視察時の主な意見

・イチガシやクスノキは、樹形が崩れたものや過密なものがあるので、必要なものを残して伐採した方が良い。  
・ムクロジなどは、適切に保護をして残していくべき。

・ウメの生育不良が明らかなので、土壌と根系の状態を確認する調査が必要。  
・土壌改善には、有機質を加え、土質を柔らかくして、根系の伸長を促進させる対策が必要。  
・円窓亭とポンプ室の撤去後は、梅林にすることが良いと思われる。

・乾燥しやすい立地で、イチガシは適していないため、葉色も悪く、生育不良である。  
・数十年前は、ここから春日山がよく見えていた。  
・飛火野越しに春日山を望む眺望を確保するため、必要な樹木を除いて、伐採した方が良い。  
・昔の写真などで名勝指定当時の景観を確かめておく必要がある。



・浮見堂や鷺池西側から、春日山、高円山に向けての眺望を確保するため、必要な樹木のみ残して、切る必要がある。このまま樹高が上がると問題が大きくなる。適度に、見え隠れが生ずるように残すべき。  
・昔の写真などで名勝指定当時の景観を確かめておく必要がある。

# 1. 検討目的と検討範囲



# 1. 検討目的と検討範囲

## (1) 検討目的

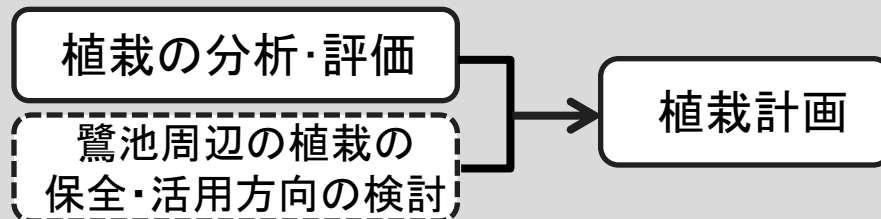
### 検討目的と検討の進め方

本検討は、浅茅ヶ原・荒池園地を計画対象地として植栽計画の検討を行うものである。

計画対象地を含む周辺一帯については、平成28年度に高畑町裁判所跡地整備の事業に合わせて「鷺池周辺の植栽の保全・活用方向の検討」を実施している。これによって、鷺池周辺の植栽及びそれによって形成される景観についての保全・活用方向の検討は一旦行っている。

よって、本検討においては計画対象地である浅茅ヶ原・荒池園地の植栽について詳細に分析・評価を行い、その結果と「鷺池周辺の植栽の保全・活用方向の検討」の結果と合わせ、これらに基づいて、植栽計画の検討を進めるものとする。

本計画の検討フロー



### 参考：「鷺池周辺の植栽の保全・活用方向の検討（平成28年度検討）」の検討目的

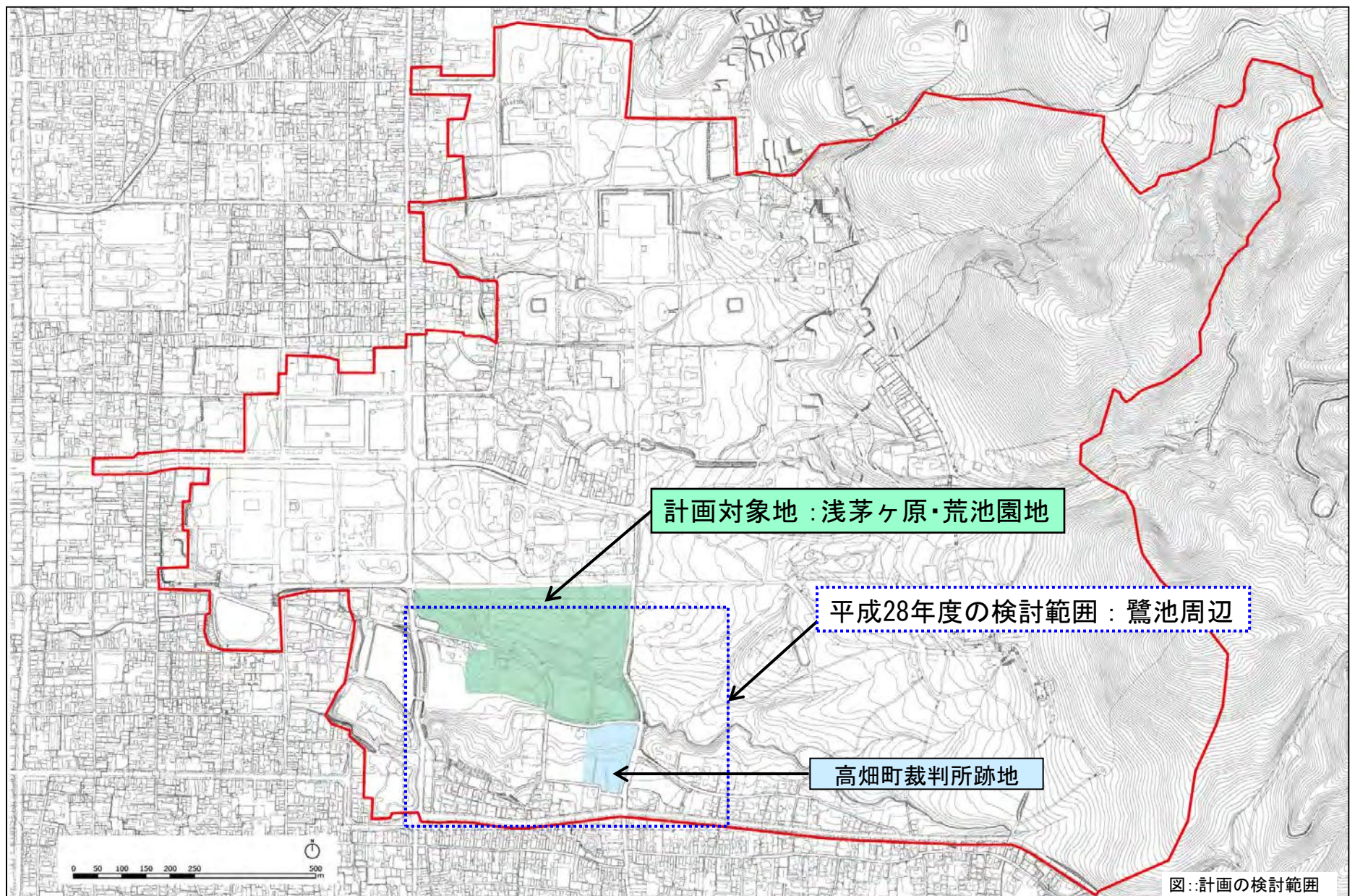
平成26年度より「高畑町裁判所跡地整備」の事業検討が進められている。この事業では、当該区域を奈良公園（都市公園）に追加して、宿泊、庭園観賞、飲食・交流等の利用ができるサービス施設を整備する予定である。この事業実施を契機にして、高畑町裁判所跡地を含む鷺池周辺の植栽や景観を適切に保全・改善し、この地域の風致的な魅力を高めていくことが期待されている。

このことを踏まえ、本作業は奈良公園植栽計画の検討の一環として、鷺池周辺の植栽及びそれによって形成される景観について、歴史文化、自然生態系、景観等の保全・活用の観点から分析・評価を行い、保全・活用方向の検討を行うものである。



# 1. 検討目的と検討範囲

## (2) 検討範囲



図：計画の検討範囲

## 2. 基本条件の整理



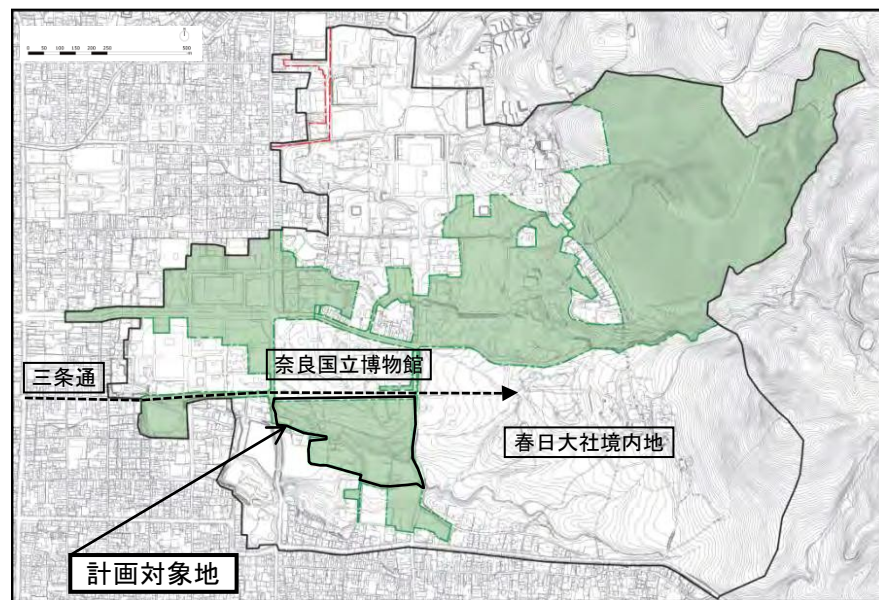
## 2. 基本条件の整理

### (1) 計画対象地の立地

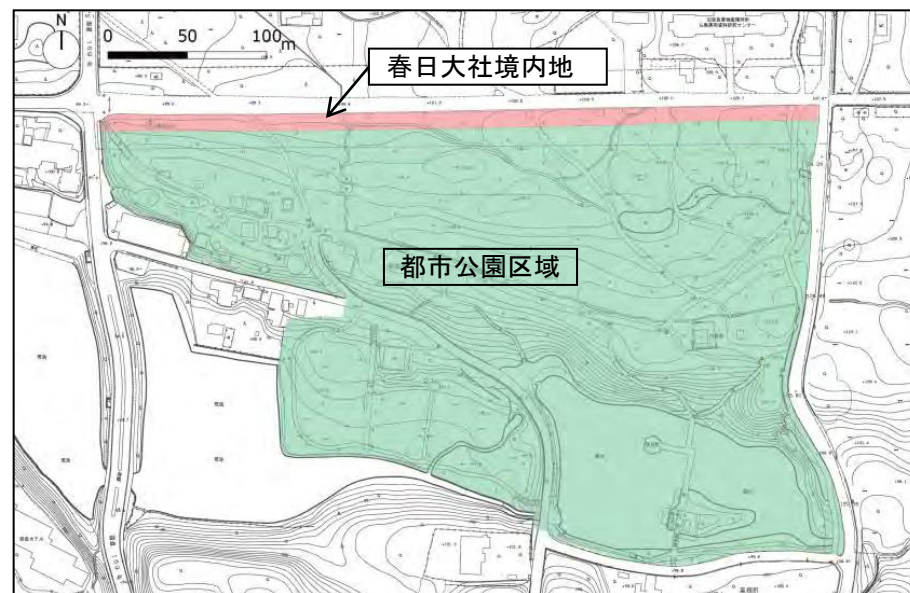
#### 1) 計画対象地の位置・土地所有

##### 計画対象地の位置・土地所有

計画対象地は、三条通（春日大社参道）の南に位置し、都市公園区域と春日大社境内地から構成されている。



図：計画対象地の位置



図：土地所有

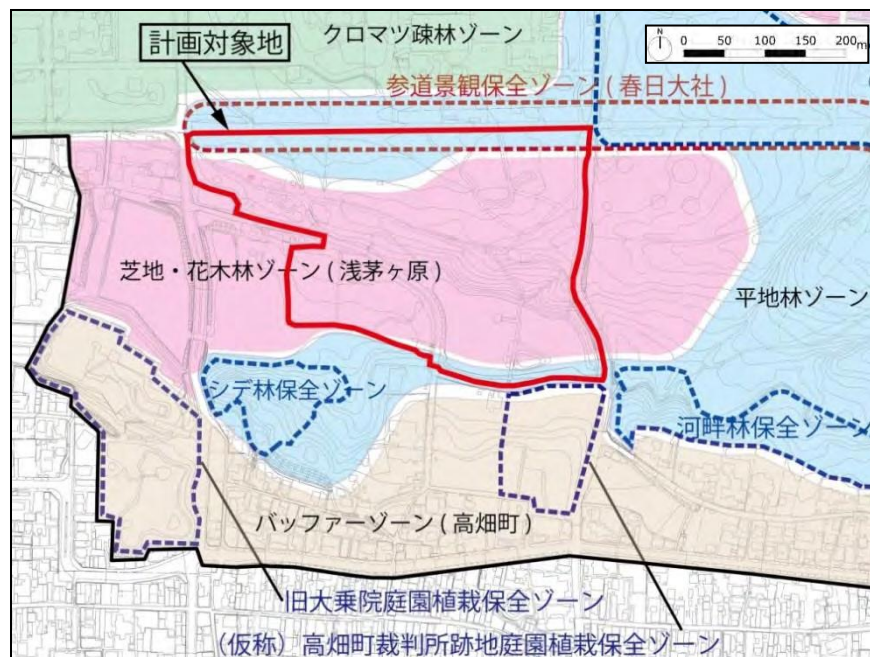
## 2. 基本条件の整理

### (1) 計画対象地の立地

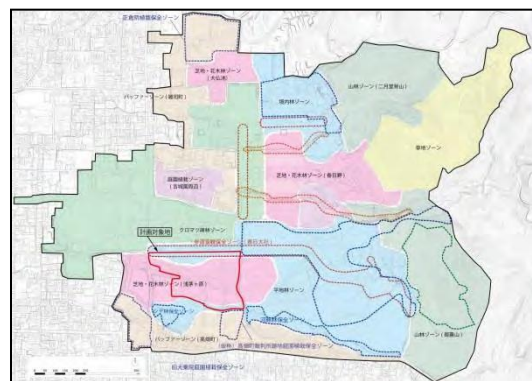
#### 2) 植栽ゾーニング

##### 植栽ゾーニング

計画対象地は、芝地・花木林ゾーンを主にして、平地林ゾーン、参道景観保全ゾーンにまたがっている。



図：植栽ゾーニング (計画対象地)

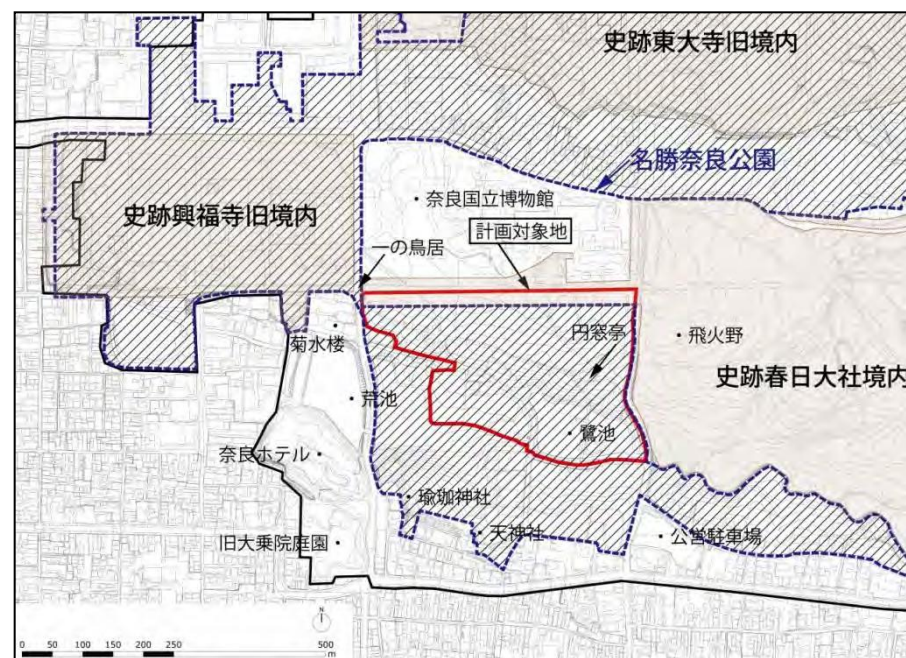


図：植栽ゾーニング (公園全体)

#### 3) 関連法規

##### 関連法規

計画対象地は、都市公園区域が名勝奈良公園の指定区域に、春日大社境内地が史跡春日大社境内に指定されている。



図：関連法規



## 2. 基本条件の整理

### (2) 歴史的な経緯

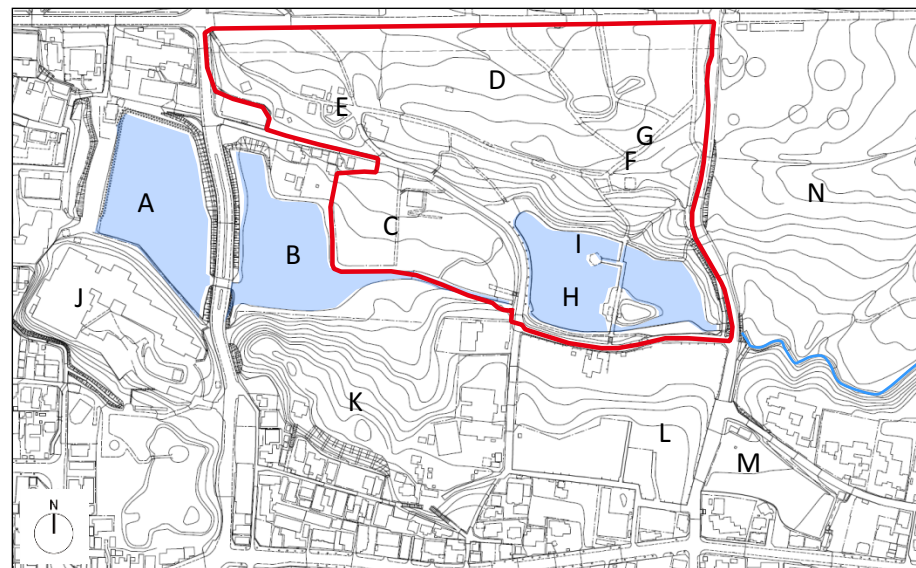
#### 歴史的な経緯

計画対象地一帯は、明治・大正期に公園や修景池、邸宅等の風致を活かした整備・土地利用が行われ、戦後も継承されている。

#### 1) 主な来歴

年次	内容
明治21年(1888)	荒池が近隣三町の手で灌漑用水として築造される
明治22年(1889)	春日野・浅茅ヶ原等、東大寺・氷室神社等、若草山・春日山等を含む新奈良公園地が告示される
明治26年(1893)	興福寺、東大寺、浅茅ヶ原に梅桜楓が数百本植栽される
明治27年(1894)	円窓亭が春日大社より移築される 旧春日大社板倉：重要文化財。鎌倉時代後期に建てられた春日大社の経庫を改造し移築。(令和元年、春日大社に移設開始予定)
明治35年(1902)	浅茅ヶ原に八角亭(現八方亭)が建設される
明治38年(1905)	浅茅ヶ原に梅が植栽される(片岡梅林)
明治40年(1907)	荒池を二分する中央の堤が奈良市により築造される
明治41年(1908)	鷺池が浅茅ヶ原の水景として県により築造される
明治42年(1909)	奈良ホテルが大日本ホテル株式会社により開業される
大正5年(1916)	浮見堂が建設される
大正11年(1922)	奈良公園が名勝に指定される
昭和2年(1922)	瑜伽山から高畑町の民有地が名勝奈良公園に追加指定される
昭和26年(1951)	旧松林院跡地が山口家から最高裁判所に移管される
昭和27年(1952)	高畑駐車場が整備される
昭和40年(1965)	片岡梅林に老梅に加えて200本の梅が植栽される ※1
昭和42年(1967)	荒池園地が整備される ※1
昭和38年～47年	浅茅ヶ原参道沿いに神域の威厳保持のため樹木が密植される ※1
昭和47年(1972)	浅茅ヶ原の南斜面に主にアカマツが植栽される ※1
平成17年(2005)	裁判所跡地が最高裁判所から奈良県に移管される

※1 奈良公園整備計画による事業(昭和38年～47年) 出典:「奈良公園史」ほか



E 八方亭



F 円窓亭



G 片岡梅林



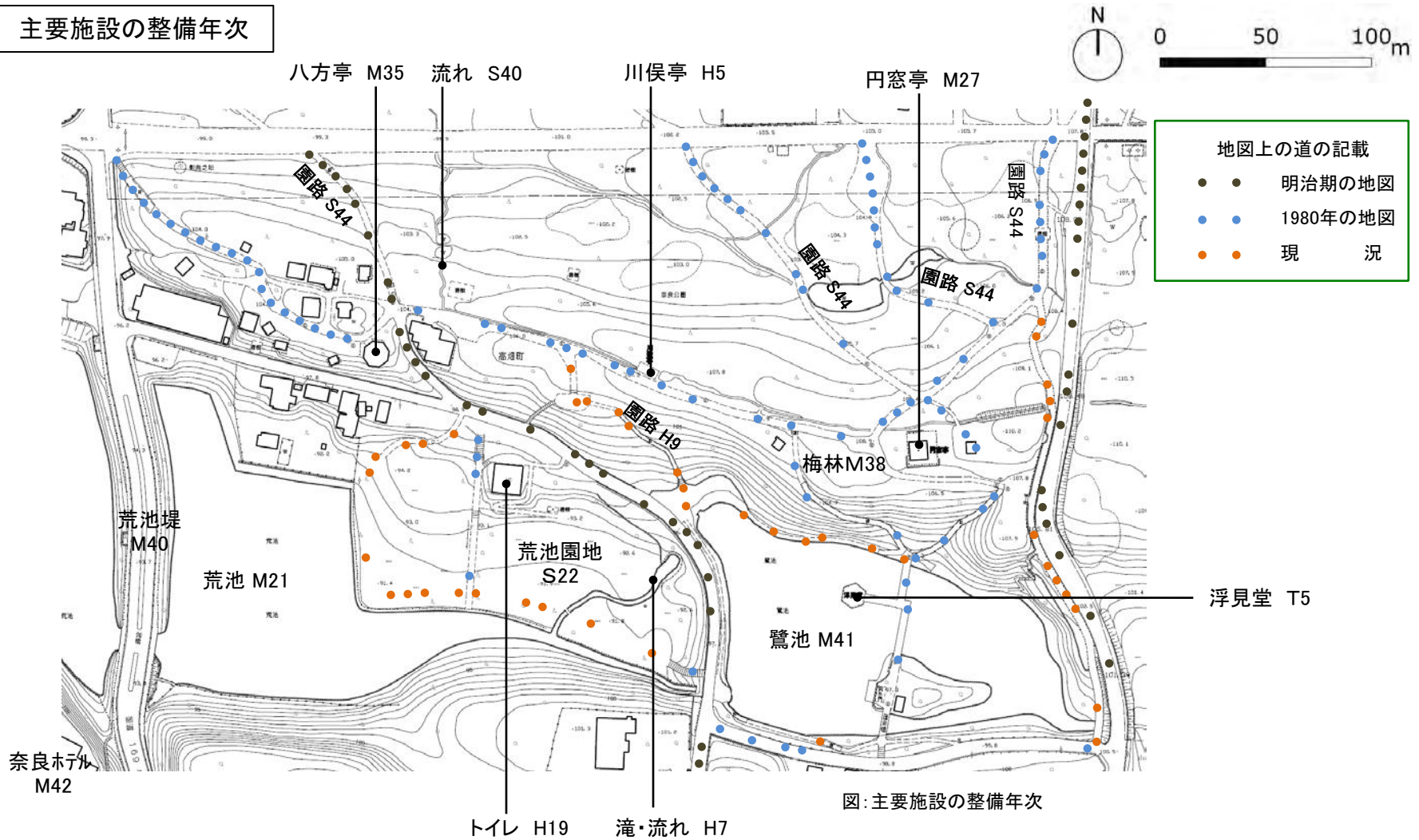
J 奈良ホテル

- A 荒池下池
- B 荒池上池
- C 荒池園地
- D 浅茅ヶ原
- E 八方亭
- F 円窓亭
- G 片岡梅林
- H 鷺池
- I 浮見堂
- J 奈良ホテル
- K 瑜伽山
- L 裁判所跡地
- M 高畑駐車場
- N 飛火野

# 2. 基本条件の整理

## 参考資料

主要施設の整備年次



梅林の植栽年次 当初1905 ⇒ 植替1965 (60年間)

⇒ 本年2019年は、植替後54年経過



## 2. 基本条件の整理

### (2) 歴史的な経緯

#### 2) 航空写真で見る変化

・ 樹木生長により、樹冠が大きくなり、樹林の鬱閉が進んでいる。

・ 荒池の岸辺の裸地等にナンキンハゼが広がる。



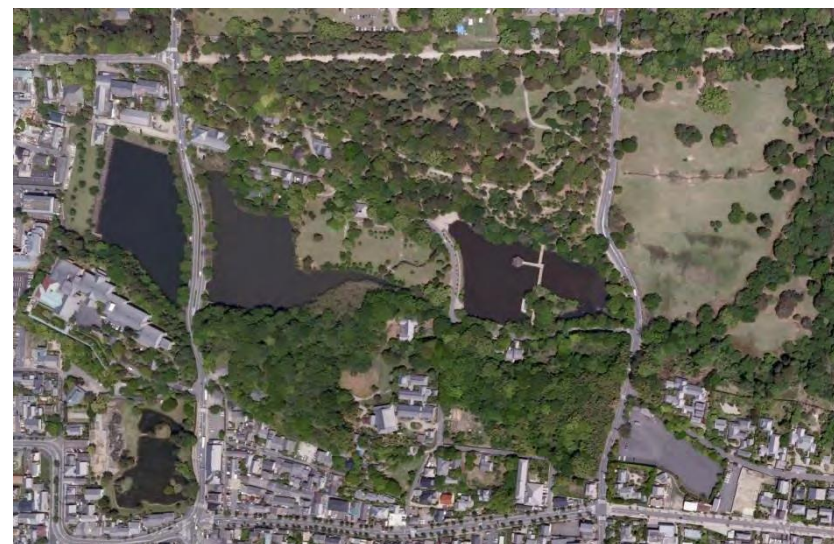
1961年6月



1993年5月



1979年9月



2008年5月



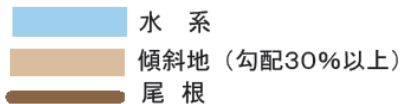
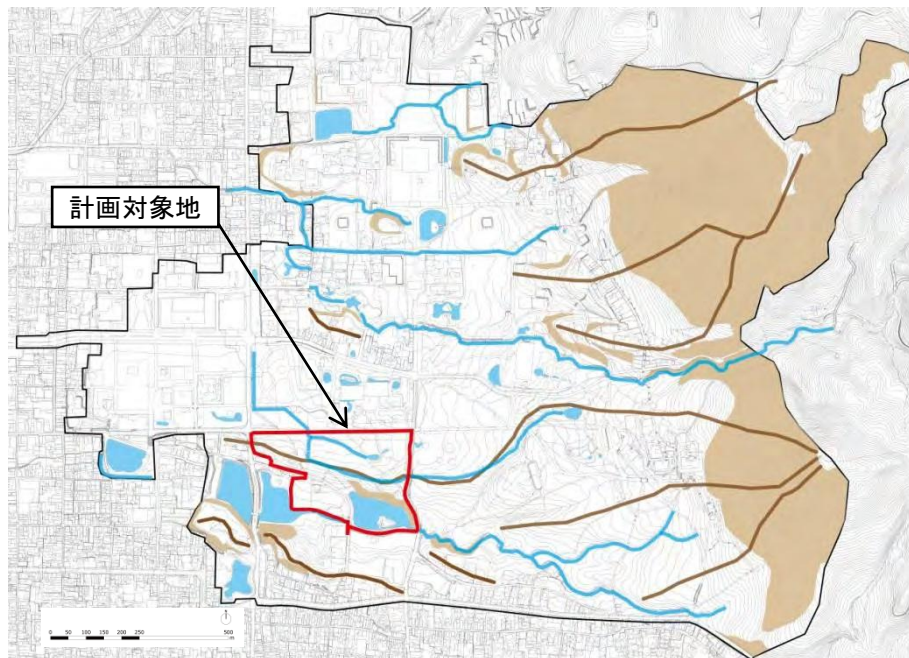
## 2. 基本条件の整理

### (3) 自然環境

#### 自然環境

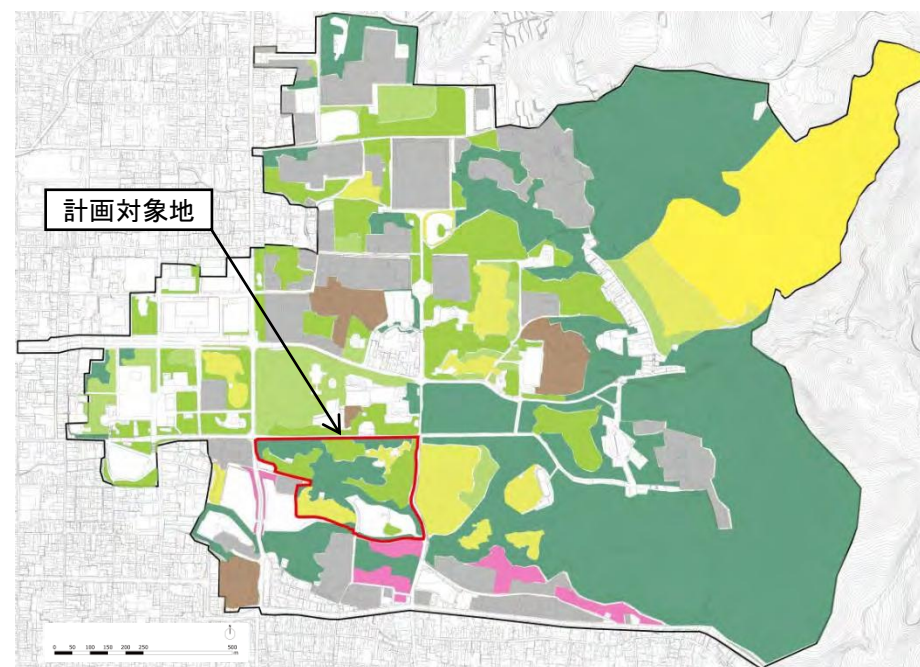
計画対象地一帯は、尾根と谷が明瞭で公園平坦部の中では地形変化に富んでいる。周辺を含めて、自然要素として自然林、植栽林、芝地、池、小河川があり、自然性は比較的豊かである。

#### 1) 地形・水系



図：地形・水系

#### 2) 植生区分(鬱閉度他)



図：植生の鬱閉度区分

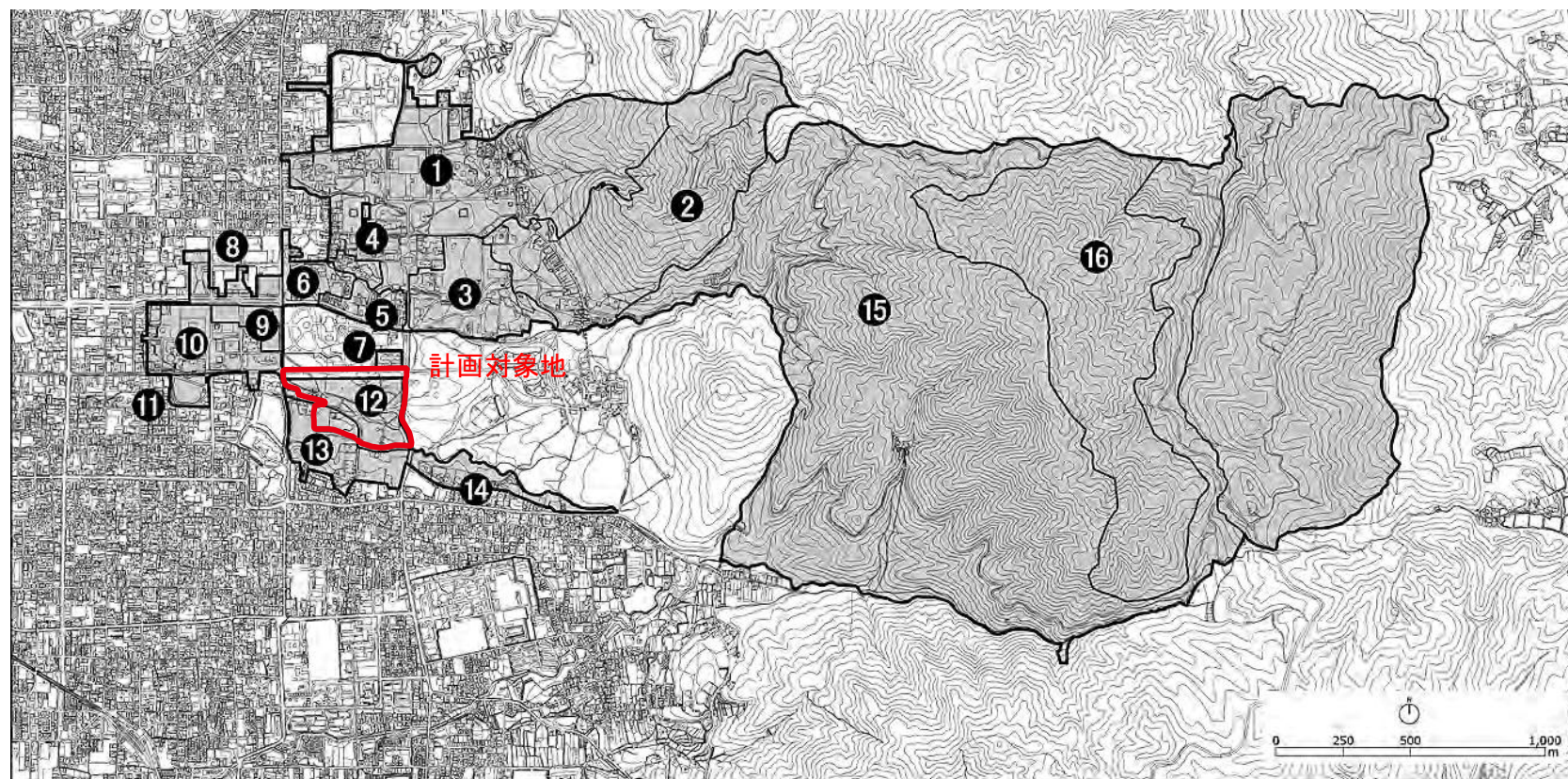


## 2. 基本条件の整理

### (4) 上位計画及び関連計画

#### 1) 名勝奈良公園保存管理・活用計画 一名勝指定範囲

区域毎の本質的価値を構成する要素と保存管理・活用の主な考え方



- |                 |                |            |             |
|-----------------|----------------|------------|-------------|
| ① 東大寺境内ゾーン      | ⑤ 氷室神社境内周辺ゾーン  | ⑨ 登大路園地ゾーン | ⑬ 荒池・瑜伽山ゾーン |
| ② 若草山ゾーン        | ⑥ 吉城園周辺ゾーン     | ⑩ 興福寺境内ゾーン | ⑭ 高畑ゾーン     |
| ③ 春日野園地・浮雲園地ゾーン | ⑦ 旧奈良県物産陳列所ゾーン | ⑪ 猿沢池ゾーン   | ⑮ 春日山原始林ゾーン |
| ④ 依水園ゾーン        | ⑧ 県庁周辺ゾーン      | ⑫ 浅茅ヶ原ゾーン  | ⑯ 花山・芳山ゾーン  |

図：区域区分図



# 2. 基本条件の整理

## (4) 上位計画及び関連計画

### 1) 名勝奈良公園保存管理・活用計画 - 浅茅ヶ原ゾーン

#### 区域の保存管理・活用の基本方針

名勝指定当初の区域として浅茅ヶ原の園地景観の適切な保全を図るとともに、隣接する荒池園地と一体となった奈良公園の水辺景観を形成する鷺池、浮見堂などの質の高い風致景観の保全を図る。

#### 個別要素の保存管理・活用の主な考え方

##### 自然的要素に関わる考え方

・鷺池および浅茅ヶ原の水系の適切な水環境（水質及び水量、生態系）の保全・再生を図る。

##### 歴史的・文化的要素に関わる考え方

・園地内に所在する文化財に指定される建築物・工作物（旧春日大社板倉・円窓亭）の保存とともに、周辺景観・眺望景観を構成する重要な要素として、その適切な保存を図る。

・地下の埋蔵される遺構（荒池瓦窯跡）は、当地の歴史を伝える要素として現状の保存を図る。

##### 公園的要素に関わる考え方

・当地の景観を特徴づける松、桜、杉等及び片岡梅林の梅の植栽樹木の適切な維持管理を図るとともに、公園の風致に配慮した整備・活用を図る。

・浅茅ヶ原の台地地形及び樹林地は、園地景観の重要な構成要素であるとともに、鷺池・荒池を望む水辺景観の背景を構成する景観要素として適切な保全を図る。

・浮見堂および蓬萊橋は、鷺池の水辺景観の重要な構成要素として、適切な維持管理を図る。



区分		本質的価値を構成する要素
地形・地割	地形	—
	地割等	○園地(浅茅ヶ原)
水系	流れ	○水路(浅茅ヶ原)
	池	●○鷺池 ●○池(浅茅ヶ原)
植栽・植生	植栽	○園地の植栽樹木(松、桜、楓、杉) ○片岡梅林(梅) ○園地の芝地
	植生	○園地の樹林地
建築物・工作物	建築物	◎指定有形文化財(建造物)およびそれに準ずる建築物 ○浮見堂
	工作物	○園路(蓬萊橋を含む)
遺跡・遺構	埋蔵遺構	◎周知の埋蔵文化財包蔵地(荒池瓦窯跡)
その他本質的価値を構成する要素と密接に関わる要素		◎碑等(片岡梅林の碑等) ◇休憩施設等(八方亭)
関係する法制度等		歴史的風土特別保存地区、第1種風致地区、歴史拠点景観区域(奈良市景観計画)

● 自然的要素 ◎ 歴史的・文化的要素 ○ 公園的要素 ◇ その他要素

## 2. 基本条件の整理

### (4) 上位計画及び関連計画

#### 1) 名勝奈良公園保存管理・活用計画 - 荒池・瑜伽山ゾーン

##### 区域の保存管理・活用の基本方針

名勝指定当初の区域である瑜伽神社および天神社境内地景観ならびに瑜伽山と一体となる景観形成のための適切な保全を図るとともに、浅茅ヶ原と一体となり奈良公園の水辺景観を形成する荒池一帯の質の高い風致景観の保全を図る。

##### 個別要素の保存管理・活用の主な考え方

###### 自然的要素に関わる考え方

- ・ 瑜伽山一帯は、鷺池・荒池の背景となる風致林として、その地形及び植生の適切な保全を図る。
- ・ 荒池の適切な水環境（水質及び水量、生態系）の保全・再生を図る。

###### 歴史的・文化的要素に関わる考え方

- ・ 瑜伽山の樹林地と一体となる瑜伽神社境内及び天神社境内の景観を保全する。
- ・ 地下に埋蔵される遺構（奈良町遺跡・瑜伽山城跡）やその他の遺構（荒池園地の土堀跡等の表出する組積等）は、当時の歴史を伝える要素として現状の保存を図る。

###### 公園的要素に関わる考え方

- ・ 園地の景観を特徴づける松、桜、柳等の植栽樹木および、芝地の適切な維持管理を図るとともに、公園の風致に配慮した整備・活用を図る。



##### ゾーン位置及び本質的価値を構成する要素



区分		本質的価値を構成する要素
地形・地割	地形	●山地（瑜伽山）
	地割等	◎境内地（瑜伽神社、天神社）○園地（荒池園地）
水系	流れ	○水路（荒池園地）
	池	●○荒池
植栽・植生	植栽	○園地の植栽樹木（松、桜） ○池畔の植栽樹木（柳） ○園地の芝地
	植生	●瑜伽山一帯の樹林
建築物・工作物		◎瑜伽神社参道、天神社参道
遺跡・遺構	礎石等	◎土堀跡
	埋蔵遺構	◎周知の埋蔵文化財包蔵地（奈良町遺跡、瑜伽山城跡）
その他本質的価値を構成する要素と密接に関わる要素		◎碑（万葉歌碑）
関係する法制度等		歴史的風土特別保存地区、第1種風致地区、歴史拠点景観区域（奈良市景観計画）

●自然的要素 ◎:歴史的・文化的要素 ○公園的要素 ◇その他要素



## 2. 基本条件の整理

### (4) 上位計画及び関連計画

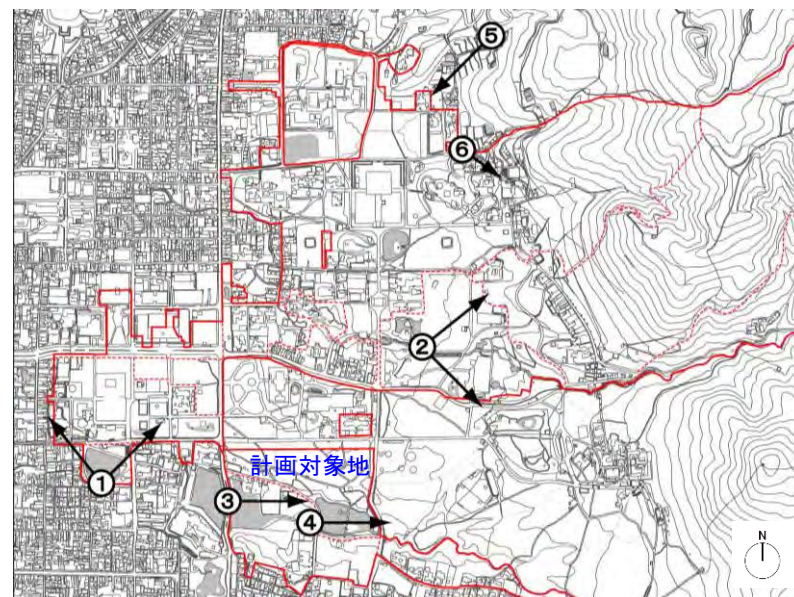
#### 1) 名勝奈良公園保存管理・活用計画 ー眺望景観



##### 眺望景観の保存管理・活用の基本方針

複数のゾーン間や名勝指定区域外の周辺地域との繋がりにより構築される眺望景観の視点場ー視対象の関係をふまえ、眺望景観を構成する要素の適切な保存管理を図る。

##### 眺望景観の保存管理・活用の主な考え方

- ・名勝奈良公園の眺望景観を形成する視点場及び近景、中景、遠景の視対象となる構成要素の保全を図る。
- ・眺望景観の広がりをもふまえ、複数のゾーン間および名勝指定区域外の周辺地域との連続性、調和を重視し、名勝奈良公園の眺望景観の一体性の保持に努める。
- ・眺望景観を妨げる恐れのある要因（建築物や工作物、広告物、公園施設等）の規制・誘導等適切な対応を図ることで、一体的な景観の形成に寄与する整備活用を推進する。
- ・名勝指定区域境界部においては、区域外を視点場とする眺望景観への影響に配慮し、構成要素の適切な保全を図る。



眺望景観	視点場	視対象		
		近景	中景	遠景
 <p><b>③荒池から御蓋山の眺望景観</b> 荒池及び園地の芝地の後方に浅茅ヶ原・瑜伽山の樹林地が広がり、背景には御蓋山、春日山が連なる奥行きのある水辺景観が形成されている。</p>	荒池池畔	荒池の水面	池畔の樹木(柳) 護岸 園地の芝地 樹林地(浅茅ヶ原、 瑜伽山)	御蓋山 春日山
 <p><b>④鷺池から御蓋山の眺望景観</b> 鷺池に浮かぶ浮見堂の後方に浅茅ヶ原の樹林地、さらに背景に御蓋山、春日山が一体となる水辺景観が形成されている。</p>	春日野園地	鷺池の水面 浮見堂	護岸 樹林地(浅茅ヶ原)	御蓋山 春日山

## 2. 基本条件の整理

### (4) 上位計画及び関連計画

#### 2) 奈良公園植栽計画－公園全体の植栽方針(抜粋)

	主な内容
方針-1 基本的な考え方	公園開設当初から受け継がれている基本的な考え方を踏襲する。  ○古来より継承されている樹林・樹木を保全し、自然の地勢に従った植栽とする。 ○植栽地の特性にあわせてマツ、スギ、サクラ、カエデを植栽し、これを基調とする。
方針-2 植栽樹種	植栽樹種は、幽邃閑雅で表現される格調高い奈良公園の自然環境を育ててきた古来の樹種に限定する。
方針-3 ナンキンハゼ	ナンキンハゼは自然環境の保全に支障を来す恐れのあることから、原則として駆除する。
方針-7 花木類の配植	花木類は、奈良公園の歴史文化や景観との調和を図り、公園の魅力アピールする配植とする。  ○配植方針 ①歴史文化的に重要な花木類を保全・継承する。 ②景観的に重要な花木類を保全・継承する。 ○各ゾーンの植栽計画において配慮すべき事項 ③マツやスギ、芝地等の花木類の背景となる植栽と調和した配植とする。 ④立地や他の植栽との関わりから花木類の魅力が引き出せない場合は、花木植栽を控える。 ⑤開花期の他に新緑期、紅葉期、落葉期の景観に配慮した配植とする。

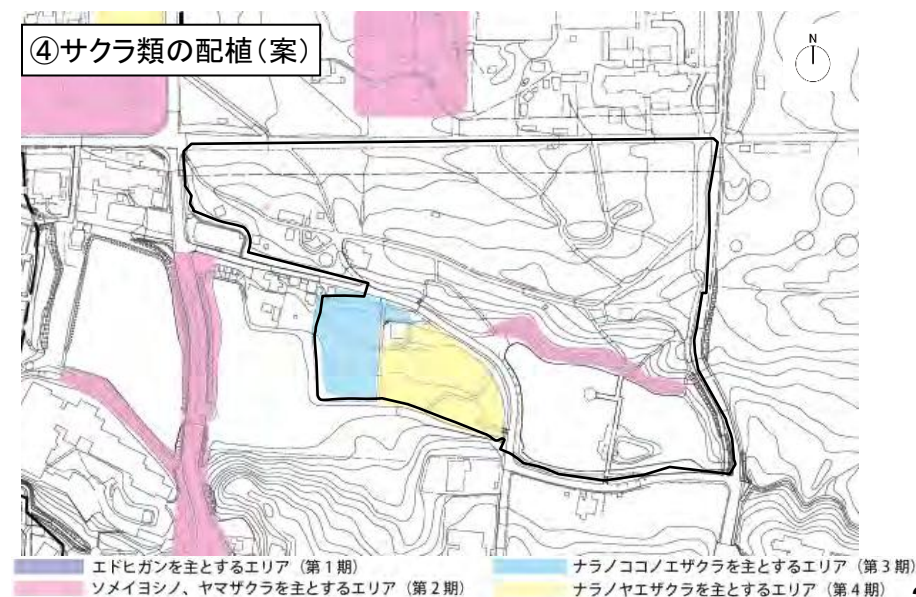
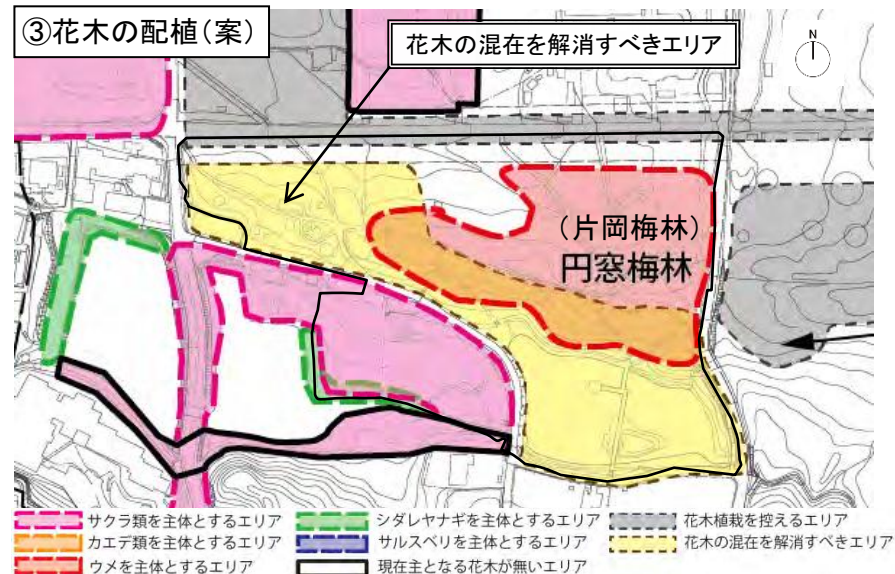
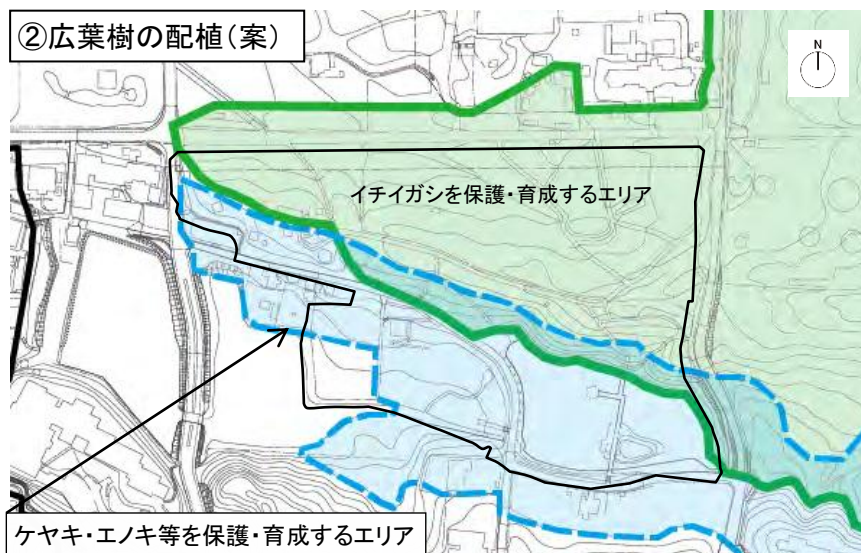
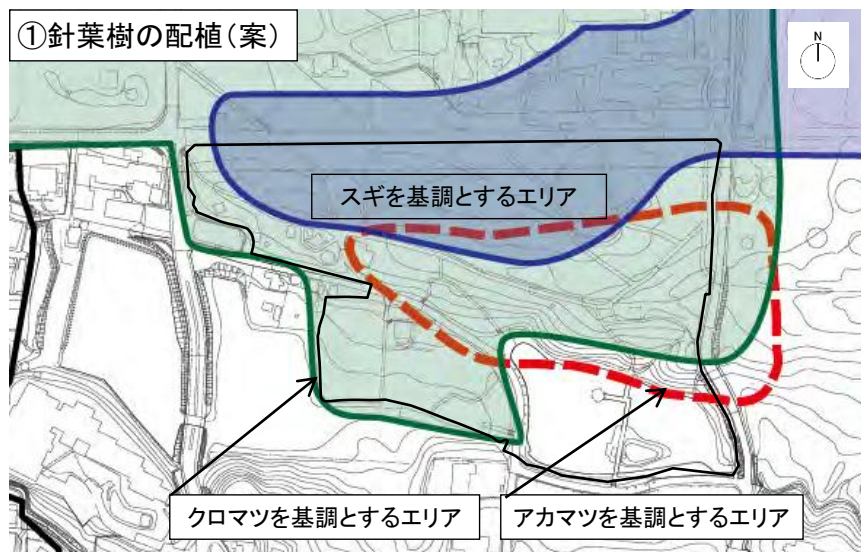
	主な内容
方針-8 サクラ類の配植	サクラ類は、既存の樹種・品種を基本に開花期の違いを活かした配植とする。
方針-9 常緑・落葉広葉樹の配植	常緑・落葉広葉樹は、歴史文化的経緯や自然特性に基づいた配植とし、植栽地の立地特性や他の植栽との調和に配慮する。  ○配植方針 ①古都に相応しい大径木の保護・育成に配慮した配植とする。 ②歴史文化的経緯や自然特性に由来する大径木の分布傾向を参考に配植する。 ○各ゾーンの植栽計画・植栽管理計画において配慮すべき事項 ③各植栽地の景観との調和に配慮した植栽とする。
方針-10 針葉樹の配植	針葉樹は、公園開設当初から受け継がれている基本的な考え方に基づき配植する。  ○配植方針 ①古都に相応しい大径木の保護・育成に配慮した植栽とする。 ②公園植栽の基調となる針葉樹として、マツ類、スギ、モミを配植する。 ○各ゾーンの植栽管理計画において配慮すべき事項 ③マツ類は松食い虫対策を確実に実施する。 ④マツ類の松食い虫対策の効果が完全でないことを踏まえて、早期に補植を実施する。



## 2. 基本条件の整理

### (4) 上位計画及び関連計画

#### 2) 奈良公園植栽計画－公園全体の植栽方針－配植案





# 2. 基本条件の整理

## (4) 上位計画及び関連計画

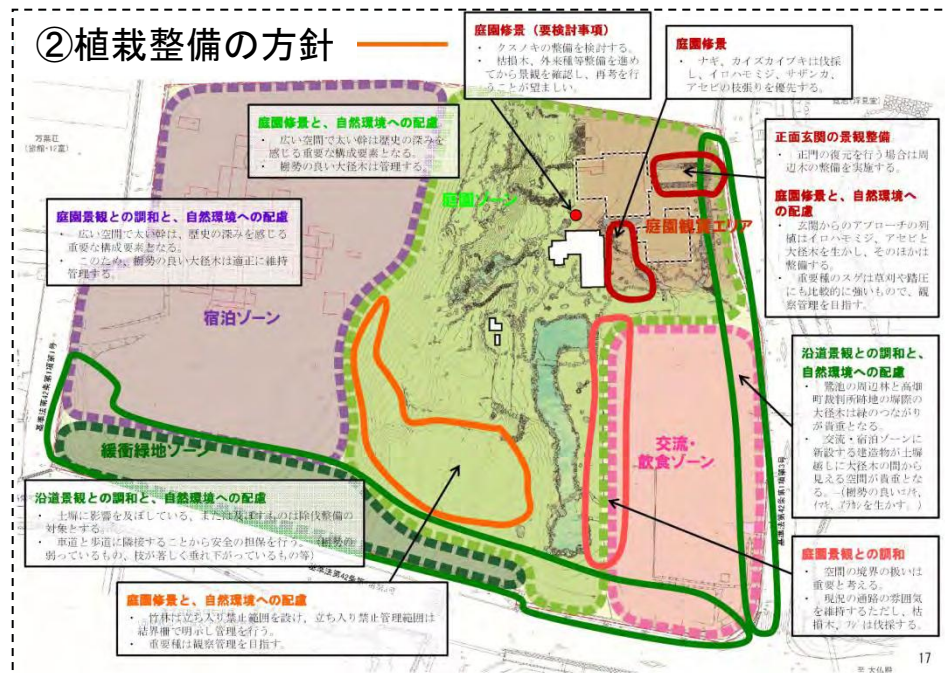
### 3) 高畑町裁判所跡地の事業

#### ① 整備概要



図：イメージパース

#### ② 植栽整備の方針



#### ③ 事業スケジュール

	平成22~27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
奈良公園地区整備検討委員会・整備検討部会により十分に議論					
調査					
事業方針の検討					
設計					
工事					

2020年春まちびらき

営業開始

出典：第13回奈良公園地区整備検討委員会資料 平成29年4月  
第11回奈良公園地区整備検討部会資料 平成31年1月